



28

今話題の平成24年度税制改正の内容(その2)

小林 誉光 税制副委員長

このコーナーは、話題になっている税の話や、法改正の話などをわかりやすく解説していきます。こんな話題を解説して欲しいなどご要望があればリクエストをお待ちしています。法人会事務局までご連絡ください。

今回は、「法人税法の改正」を中心に解説します。

法人税の改正について、平成24年度税制改正は、「従来からあるもの」が期限切れを迎えるため、「そのまま延長された項目」や、「内容を一部見直して延長された項目」が多かった印象です。

ただ、法人税については、昨年の平成23年度税制改正のうち、「平成23年12月2日に公布・施行された項目」があります。

このなかでは、重要な項目として「税率の変更」があります。

この内容を併せておさえる必要がありますので、今回は、「平成23年度税制改正の一部」についてもご説明いたします。

〔1〕平成24年度税制改正の項目(法人税)

延長された項目(おもなもの)は、次のとおりです。*適用時期がそれぞれ異なりますので、ご注意ください。

(1)従来からのものが「そのまま延長」されたもの

- ①試験研究費の増加額等に係る税額控除
- ②交際費課税の中小企業に係る損金算入の特例
- ③中小企業者等の少額減価償却資産の特例措置
- ④使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例

(2)従来からのものが「内容を変えて延長」されたもの

(2)従来からのものが「内容を変えて延長」されたもの

- ①環境関連投資促進税制の拡充
*「一定の再生可能エネルギー発電設備(太陽光・風力)」について、「初年度即時償却(100%)」が可能になりました。
- ②中小企業投資促進税制の拡充・延長
*「対象資産」について、拡充されました
- ③特定の資産の買換えの場合の課税の特例の延長・見直し
*一定の買換資産について「適用範囲の見直し」がありました

法人会では、会員の皆様の声を税制に反映すべく、活動をおこなっています。
小林 誉光 税制副委員長



〔2〕平成23年度税制改正(税率の変更)

(平成23年12月2日 公布・施行分)

平成23年度税制改正は、「東日本大震災の影響」で、改正項目の一部について、「期間がずれて公布・施行」されたものがあります。特に重要なのは、「税率の変更」が実施されている点です。

複雑なのは、「通常の法人税の税率」は「引き下げ」になったのですが、(東日本大震災の影響で)「期間限定」で「特別な法人税」が設けられたことにあります。そこで、この二つの内容に分けてご説明いたします。

(1)法人税率の改正

「平成24年4月1日以降に開始する事業年度」から法人税率が「4.5%(中小法人に対する軽減税率は3%)」だけ引き下げになりました。これにより、新たな税率は次のようになります。

- ①中小法人以外の法人
25.5%
- ②中小法人(資本金または出資金額が1億円以下の法人)
年800万円以下の所得 15.0%(軽減税率部分)
年800万円超の所得 25.5%

(2)復興法人特別税

復興法人特別税とは、東日本大震災の影響で「期間限定」で設定された「特別な法人税」です。「指定期間(平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間)内に最初に開始する事業年度から3年間」は、上記〔1〕の法人税のほかに、「復興法人特別税」として「法人税額の10%相当額」を「通常の法人税」とともに納付する必要があります。

(3)期間限定で「1割増し」になります

上記の〔1〕および〔2〕内容を踏まえて、法人税率をみると次の通りになります。

- ①中小法人以外の法人
 $25.5\% + 2.55\% (10\%相当) = 28.05\%$
- ②中小法人(資本金または出資金額が1億円以下の法人(注))
年800万円以下の所得(軽減税率部分)
 $15.0\% + 1.50\% (10\%相当) = 16.50\%$
年800万円超の所得(軽減税率以外の部分)
 $25.5\% + 2.55\% (10\%相当) = 28.05\%$

(注)資本金が1億円を超える法人から、出資総額の1/2以上の出資をうけている法人(簡単にいえば「大きな会社の子会社等」)は除きます

〔3〕平成23年度税制改正(その他おもなもの)

- (1)更正の請求期間の延長・範囲拡大
- (2)減価償却制度の定率法償却率の見直し
- (3)欠損金の繰越控除制度の見直し

*適用時期について、ご確認ください。